# 特定健康診査等実施計画

富士通ゼネラル健康保険組合

平成 30 年 2 月

#### 背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、高齢化の急速な進展少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査(特定健康診査)及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導(特定健康指導)を実施することとされた。

本計画は、第2期における当健保の特定健康診査及び特定保健指導の実施結果を踏まえ、計画の見直 しを行い、新たに第3期計画を策定するものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律法第 19 条により、5 年毎に 5 年を一期として特定健康診査等 実施計画を定めることとされている。

#### 当健保組合の現状

当健保組合は、㈱富士通ゼネラルを母体とする健保組合である。

平成30年度の事業所数は13で、全国4都道府県に所在するが、約7割が関東圏に所在している。 また、支店やサポートセンターは全国各地にあるため、残りの約3割は全国各地に点在している 当健保組合に加入している被保険者は、平均年齢が44.14歳で、男性が全体の86.3%を占める。

## 当健保の第2期の特定健康診査・特定保健指導の実施状況について

平成 29 年度実績で特定健診実施に係る目標 90%に対して 88.18%。特定保健指導の実施に係る目標 60%に対して 23.5%となっている。特定健康診査については、平成 29 年度の参酌標準の 90%はほぼ近い数字まで達成可能であるが、特定保健指導の参酌標準は 40%であり、受講者が増えない状況から目標の達成は厳しい状況である。なお、保健指導の案内の対象は被保険者(除く役員・派遣社員)としている。被扶養者に対しては対象者が少なかったので実施していなかったが、最近増加傾向で第 3 期より実施予定としている。

#### 健康診断については、事業主と共同で以下の健診機関に委託して実施している。(主たるもの)

事業所名	所在地	委託健診機関名
㈱富士通ゼネラル	神奈川県川崎市高津区	財団法人 神奈川県労働衛生福祉協会
(株)富士通ゼネラル 支店等	全国	株式会社ベストライフ・プロモーション
(株)富士通ゼネラルエレクトロニクス	岩手県一関市	公益財団法人 岩手県予防医学協会
㈱富士エコサイクル	静岡県浜松市	日本赤十字社 浜松赤十字病院

# ※上記以外の事業所は㈱富士通ゼネラルと同時に実施

被保険者に対しては労働安全衛生法に基づく基本健診は事業主が、生活習慣病予防健診やがん検診を健康保険が費用を負担し、共同で実施している。被扶養者に対しては被保険者と同様の健診を健康保険組合が費用全額負担で実施している。

平成 29 年度の基本健診の実施人数は以下の通り。

川崎本社地区事業所	1,588 名
富士通ゼネラル青森事業所	39 名
富士通ゼネラルエレクトロニクス	316 名
富士エコサイクル	34 名
富士通ゼネラル各支店	498 名

川崎本社地区事業所に事業主所属の診療所があり、常勤の医師、看護師各1名が在籍。

# 特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

#### 1 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系 8 学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾 患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての 明確な動機付けができるようになる。

## 2 特定健康診査等の実施に係る留意事項

被扶養者及び任意継続被保険者については、従来どおり健康組合が健診を実施し、そのデータを業者 から受領する。健診費用は健康保険組合が負担する。

## 3 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係

従来どおり事業者が健診を実施し、当健保組合はそのデータを事業者から受領する。健診費用は、事業者が負担する。

## 4 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

# I 達成目標

# 1 特定健康診査の実施に係る目標

平成35年度における特定健康診査の実施率を90.0%とする。 この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

目標実施率 (%)

	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	国の参酌標準
被保険者	91	92	93	94	99	_
被扶養者	71. 4	72. 6	73. 8	75	76. 2	_
被保険者+被扶養者	88	90	90	90	90	90.0

# 2 特定保健指導の実施に係る目標

平成35年度における特定保健指導の実施率60.0%とする。

この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

# 目標実施率

(被保険者+被扶養者)

(人)

	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	国の参酌標準
40 歳以上対象者(人)	2, 500	2, 550	2, 600	2, 650	2, 700	_
特定保健指導対象者数 (推計)	500	500	500	500	500	_
実施率(%)	40	43	46	48	53	60.0%
実施者数	200	215	230	240	265	_

# Ⅱ 特定健康診査等の対象者数

# 1 対象者数

被保険者

# ① 特定健康診査

① 特定健康的且

	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度
対象者数(推計値)	50	50	50	50	50
40 歳以上対象者	1,700	1,750	1,800	1800	1,850
目標実施率(%)	91	92	93	94	99
目標実施者数	1,547	1,610	1,674	1,692	1,832

※ 「対象者数」は、健保組合として実施する特定健診の対象者のこと。(任意継続被保険者) 被保険者のうち事業主からデータを貰う場合は含まれません。

被扶養者 (人)

	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度
対象者数(推計値)	840	840	840	840	840
40 歳以上対象者	840	840	840	840	840
目標実施率(%)	71. 4	72. 6	73. 8	75	76. 2
目標実施者数	600	610	620	630	640

# 被保険者+被扶養者 (人)

	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度
対象者数(推計値)	890	890	890	890	890
40 歳以上対象者	2, 500	2, 550	2, 600	2, 650	2, 700
目標実施率(%)	88	90	90	90	90
目標実施者数	1,992	2,065	2,140	2,218	2,474

# ② 特定保健指導の対象者数

# 被保険者+被扶養者

(人)

(人)

	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度
40 歳以上対象者	2, 500	2, 550	2, 600	2, 650	2, 700
動機付け支援対象者	200	200	200	200	200
実施率(%)	50	52.5	55	55	57.5
実施者数	100	105	110	110	115
積極的支援対象者	300	300	300	300	300
実施率(%)	33.3	36.7	40	43.3	50
実施者数	100	110	120	130	150
保健指導対象者計	500	500	500	500	500
実施率(%)	40	43	46	48	53
実施者数	200	215	230	240	265

## Ⅲ 特定健康診査等の実施方法

#### (1) 実施場所

特定健診は、(株)富士通ゼネラル及び住所を同じくする事業所については、川崎本社内にて健診車で実施する。

(株富士通ゼネラルエレクトロニクス及び(株)富士通ゼネラル青森事業所、同松原事業所、富士エコサイクルも同様に会社内にて健診車で実施する。

支店及びサービスセンターなどの勤務者は株式会社ベストライフ・プロモーションの契約医療機関 又は直接個別に契約した医療機関にて実施する。

任意継続被保険者及び被扶養者については財団法人日本文化振興会に委託して指定契約医療機関 にて実施する

#### (2) 実施項目

ア 特定健診については、法定の実施項目に以下の法定外項目を追加して同時に実施する。

追加項目) · 胃部 X 線

- · 便潜血反応(2回法)
- ・血小板、尿酸、クレアチニン
- ·眼底検査(片目)
- ・前立腺(50歳以上の男性)
- •子宮頚部細胞診(女性)
- ・マンモグラフィー (女性)
- ・腹部エコー検査(40歳・45歳・50歳・55歳)
- イ 特定保健指導については、特に運動指導を中心としたプログラムを「標準的な健診・保健指導 プログラム」の内容に沿って実施する。

#### (3) 実施時期又は期間

- ア 特定健診については12月までに対象者が受診できるよう実施する。
- イ 特定保健指導については、初回面談を年度内に実施し、翌年の実績報告時期に間に合うように すべてのプログラムを終了させる。

#### (4) 外部委託の方法

特定健診及び保健指導は委託により実施する。契約形態は個別契約とし、特に保健指導の委託先に ついては、毎年契約を更新するか実施内容を検証する。

#### (5) 周知・案内方法

周知は当健保の広報誌に掲載するとともにホームページに掲載して行う。

特定健診の案内は、5月初旬に対象者(事業主健診を受けられるものを除く)の自宅に受診機関リストと受診申込書を送付する。

## (7) 健診データの受領方法

健診のデータは、委託機関又は契約健診機関から電子データ (XML) を随時 (又は月単位) 受領して、当組合で保管する。また、特定保健指導についても同様に委託機関から電子データ (XML) で受領するものとする。なお、保管年数は5年とする。

#### (8) 特定保健指導対象者の重点化

特定保健指導については、被保険者に対して実施する。特に初めて対象となった対象者を重点的に 実施する。

#### IV 個人情報の保護

当健保組合は、富士通ゼネラル健康保険組合個人情報保護管理規定を遵守する。

当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は、常務理事とする。またデータの利用者は当組合役職員に限る。 外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

## V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、当健保の広報誌に掲載する。

#### VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、毎年評価、検証を行い実態に即した見直しを実施します。